**YLOニュースレター（2025年９月号）**

皆様

YLOニュース９月号をお届けします。夏は長野・蓼科に退避しており、ニュースレターを休刊していましたが、また開始します。猛暑の夏でしたが（まだ続いています）、皆様、体調はいかがでしょうか？

　我が国では首相が退陣表明をして政治も混乱していますが、世界ではガザやウクライナの戦争はまだ続いています。トランプ大統領の関税政策も続きながら、我が国の株価も史上最高値にあります。物価も米価だけでなく高騰しています。何かがおかしいと感じている方も多いのではないでしょうか。大震災などの災害が起きるかもしれません。皆様、是非気を付けてください。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、**６月６日**に、**「生成AIに関する実態調査報告書ver.1.0」**を公表した。同報告書では、独占禁止法上問題となる行為を明示しているが（「**アクセス制限・他社排除**」及び「**抱き合わせ**」）、それ以外でも独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合は対応するとしている。また、同報告書では、現状の生成AI関連市場の市場構造を３つのレイヤー（**アプリケーション、モデル、インフラストラクチャー**）に整理して検討しているが、インフラストラクチャーでは**計算資源、データ、専門人材**のように囲い込みが起きやすい行為を注視している。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250606generativeai.html>

〇　**公正取引委員会**は、**６月11日**に、**一般社団法人日本野球機構**に対して、警告を行った。同機構は、**同機構から許諾を受けていたテレビ放送事業者**が、他のテレビ放送事業者による日本シリーズの他の試合のテレビ放送と重複する時間帯に、メジャーリーグ・ベースボールの試合をテレビ放送することに対して、**取材活動のための許可証を発行しない**などの行為を行っていたことが**競争者に対する取引妨害**の規定に違反するおそれがあるとされたものである。

〇　**公正取引委員会**は、**６月20日**に、**「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」**の改訂を公表した。**アルゴリズムの活用に伴うカルテル**などの独占禁止法違反リスクへの対応状況等に言及している。（なお、当事務所では**旬刊経理情報**に**アルゴリズムカルテルに関する論考**を掲載しますので、ご笑覧ください。）

〇　**公正取引委員会**は、**６月23日**に、**公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会**が発注する**特定テストイベント・本大会業務**の**電通グループ等の入札参加等業者**に対し、**排除措置命令及び課徴金納付命令**を行った。課徴金の金額は**７社合計で33億2592万円**であった。

〇　**公正取引委員会**は、**6月24日**に、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき**「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」**（平成16年公正取引委員会告示第１号。以下「**物流特殊指定**」という。）を指定し、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っているが、**下請法の改正で物流業者も対象となることから**（YLOニュースレター６月号参照）、特に問題事例を特記したものである。

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇　**本年12月**に「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）」（いわゆる**スマホ新法**）が**施行**される。**対象事業者の規模**を明示したうえで、その事業者に課される取得した**データの不当な使用の禁止**、**個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止**、**検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為**等規定されて禁止行為を事前に定めるものである。

〇　**刑事訴訟法**が**本年６月22日に改正**された。その附則で、**オンライン接見**導入に向けた環境整備を推進することが明記されたが、**導入には至らなかった**。被疑者等が弁護人と接見することは**適正手続の保障**、**えん罪防止の観点**から重要であるが、他方で**拘置所が遠隔地**であること（特に拘置所の統廃合が進んでいることから益々遠隔となる）から益々**オンライン接見のニーズは不可欠**のものとなっている。**刑事手続のIT化**を進めている刑事訴訟法の改正で、このオンライン接見が認められなかったことは**担い手の負担の問題**も考慮すると喫緊の課題である。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）